

その他① 「障がい福祉サービス等情報公表制度について」

2018年(平成30年)4月1日, 利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として, 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において, ①事業者に対して障がい福祉サービスの内容等を都道府県等へ報告することを求めるとともに, ②都道府県等が報告された内容を公表する仕組み = **情報公表制度**を創設。



実施要綱：本市ホームページに掲載

トップページ>担当部署でさがす>障がい福祉課>2021年度(令和3年度)障がい福祉サービス等情報公開制度実施要綱について

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/191560.html>

※ログインIDを忘れた場合や差戻しの手続きが必要な場合は, 障がい福祉課事業者指定・指導担当(084-928-1261)までご連絡ください。

その他② 「各種届出について」

区分	事由		申請・届出様式	提出期限
変更申請	生活介護 就労継続支援A・B型 児童発達支援 放課後等デイサービス	定員の増加	指定変更申請書	変更する日の前々月末
	指定障がい者支援施設	指定に係る施設障がい福祉サービスの種類の変更・入所定員の増加		
変更届	事業所の名称や運営規程等届出事項が変更になった場合		変更届出書	事由が生じてから10日以内
廃止届 休止届 再開届	事業を廃止、休止、再開する場合		廃止・休止・再開届出書	【廃止・休止届】 事由が生じる1月前 【再開届】 事由が生じてから10日以内
体制届	新たに各種加算を算定する場合・加算等(算定される単位数が増える場合に限る)の届出内容が変更になる場合		【指定通所支援事業】 障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書 【その他の事業】 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	前月の15日 (届出が月の15日以前にあった場合は翌月、16日以降にあった場合は翌々月から算定開始)
	加算等が算定されなくなる状況が生じた場合・加算等が算定されなくなることが明らかなる場合			状況が生じたら速やかに (加算等が算定されなくなった事実が発生した日から算定開始)

事前協議が必要な場合は、4か月前までに事前協議書の提出を。